

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）の
補填金単価（平成25年12月販売分）について

平成25年12月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成25年4月1日付け24農畜機第5478号）第6の9の（3）のアの補填金単価については、下記のとおりです。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	6,900円	45,300円

注1：牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策（特例措置）として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年度第2四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。

注2：補填金交付額に見合う財源が不足する場合、上記補填金単価を減額することがあります。

（肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（抜粋）
第6の9の（4）のア
機構は、肥育全国基金の全額を取り崩してもなお支払うべき肥育牛補填金の額に不足が生じる場合は、肥育事業者に適用する補填金単価を減額することができるものとする。）

注3：生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成25年7月分よりと畜経費を算入しています。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課
担当：高城、青木
電話：03-3583-8623

(参考1)

平成25年度 新マルキン事業補填金算定基礎
【平成25年12月】

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益 (A)	1,009,590	621,667	352,972
生産コスト (B)	918,108	630,395	409,663
差額 (C) = (A) - (B)	91,482	△ 8,728	△ 56,691
補填金単価	—	6,900	45,300

注：100円未満切り捨て

粗収益 (A) = ① + ②	1,009,590	621,667	352,972
主産物価格 ① = a × b	998,492	615,840	347,565
┆ 枝肉市場価格 (円/kg) a	2,063	1,283	799
┆ 枝肉重量 (kg) b	484	480	435
副産物価格 ②	11,098	5,827	5,407
生産コスト (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	918,108	630,395	409,663
物財費 ③	823,791	573,870	373,606
┆ もと畜費	449,597	219,928	89,701
┆ 飼料費	299,184	301,960	239,078
┆ 流通飼料費	296,928	300,457	237,699
┆ 麦類	14,678	2,701	986
┆ とうもろこし	17,962	1,731	1,168
┆ ふすま	13,940	1,523	1,351
┆ かす類	9,765	7,678	5,683
┆ 配合飼料	203,149	254,243	207,500
┆ 稲わら	20,276	10,213	10,688
┆ その他	17,158	22,368	10,323
┆ 牧草・放牧・採草費	2,256	1,503	1,379
┆ 敷料費	13,800	9,270	8,835
┆ 光熱水料及び動力費	11,309	8,470	6,990
┆ その他の諸材料費	370	259	519
┆ 獣医師料及び医薬品費	7,729	3,859	3,605
┆ 賃借料及び料金	4,165	2,769	2,864
┆ 物件税及び公課諸負担	5,571	2,988	2,244
┆ 建物費	15,541	13,582	11,762
┆ 自動車費	6,209	3,201	2,040
┆ 農機具費	8,673	6,602	5,403
┆ 生産管理費	1,643	982	565
労働費 ④	71,497	41,359	25,611
┆ 家族	66,989	37,676	21,542
費用合計 ⑤ = ③ + ④	895,288	615,229	399,217
支払利子 ⑥	11,690	4,994	1,777
支払地代 ⑦	441	113	171
と畜経費 ⑧	10,689	10,059	8,498
参考			
┆ 自己資本利子	8,909	8,174	5,701
┆ 自作地地代	2,660	1,763	877

(参考2)

主産物価格の内訳
【平成25年12月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	2,037	489
	相対取引等	2,126	471
	計	2,063	484
交雑種	28市場	1,281	482
	相対取引等	1,294	472
	計	1,283	480
乳用種	28市場	827	440
	相対取引等	788	433
	計	799	435

注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。

注2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

【肉専用種】

北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県、沖縄県

* 宮崎県での取引については、(公社)宮崎県畜産協会により公表されている。

【交雑種】

北海道、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県